

## 一般社団法人生きた建築ミュージアム大阪 メンバーシップ及びオブザーバーに関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人生きた建築ミュージアム大阪（以下、「当法人」という。）定款第33条第1号の規定に基づく業務執行の決定、運営に必要なオブザーバー及びメンバーシップの設置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (オブザーバー)

第2条 当法人にオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、大阪市及び大阪商工会議所とし、理事長が依頼する。
- 3 オブザーバーは無報酬とし、その任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 オブザーバーは、会議に出席し、意見を述べるができるほか、当法人の事業の円滑な実施に必要な協力・助言を行う。

### (メンバーシップ)

第3条 当法人の運営及び事業の円滑な実施のため、当法人の活動を支える多様な主体が、参加・協力・交流できる仕組み（以下、「メンバーシップ」という。）を設置することとし、次の種別を置く。

- (1) サポーター及びスポンサー 当法人に金銭による寄付・協賛を行うもの（寄付を行う個人を「サポーター」、協賛を行う団体等を「スポンサー」という）
  - (2) パートナー 当法人に金銭以外の物品又は知的財産権等は無償で提供するもの
  - (3) ボランティア 当法人の目的を深く理解し、その運営補佐等に、原則無償の協力を期待できるものとして、理事会が登録を承認したもの
- 2 次のいずれかに該当し、又は該当可能性のある者は、前項に規定するメンバーシップに参加することはできない。
- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体又は当法人を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのあるもの
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員であると認められるもの

- (3) 法令又は公序良俗に反するもの
- (4) 当法人の品位を傷つけ又は正しい理解を妨げる恐れのあるもの
- (5) その他当法人が不相当と判断するもの

(寄付・協賛及び提供等)

第4条 前条第1項第1号に規定する寄付・協賛及び第2号に規定する物品や知的財産権等の無償提供を行おうとする者は、当法人公式ウェブサイトの寄付・協賛等申出フォーム又は申出書（指定様式1-1、1-2又は1-3）に必要事項を明記のうえ理事長あてに提出し、理事会の承認を得るものとする。ただし、法人が受贈する予定の金額または取得見積価格が100万円以下の場合は、その取扱いを事務局長に委任し、事務局長はその内容を理事会に報告するものとする。

- 2 当法人への寄付・協賛は、当法人からの請求を受領した日から原則1か月以内に当法人が指定する口座に一括納入するものとし、振込手数料は原則納入者の負担とする。
- 3 当法人への物品又は知的財産権等の提供は、その内容に応じて、当法人が指定する方法で行うものとする。
- 4 既に納付された金銭・物品・知的財産権等は、当該寄付・協賛、提供を行ったものが前条第2項に該当することが判明した場合を除き、これを返還しないものとする。

(登録)

第5条 第3条第1項第3号に規定するボランティアとして登録を受けようとする者は、当法人公式ウェブサイトの登録フォーム又はボランティア登録書（指定様式2）に必要事項を明記のうえ理事長あてに提出するものとする。

- 2 第3条第2項に規定するもののほか、次のいずれかに該当するものはボランティアの登録承認を受けることができない。
  - (1) 18歳未満であるもの
  - (2) 電子メールによる連絡ができないもの
  - (3) 活動時の緊急連絡等に必要の携帯電話又はスマートフォンを持っていないもの
  - (4) 日本語による日常会話及び日本語の読み書きが困難なもの
  - (5) ボランティア活動に対する報酬（活動場所までの交通費、当日の飲食代等を含む）が支払われないことに同意できないもの
  - (6) その他ボランティアの登録承認を受けることができないと理事会が決議したものの

(改正)

第6条 本規程の改廃は理事会の決議による。

(補則)

第7条 この規程の実施に際し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は令和6年1月12日から施行する。

附 則

この改正規程は令和6年5月31日から施行する。